

議会受付番号	鎌議第 1331 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員による風説の流布と信頼失墜行為

2 質問の要旨

一職員が鎌倉市政の方針について、権限もないのに、公の場であたかも事実のように発言することで、鎌倉市民やメディア、我々議員に対して市政について誤解を与え、ひいてはそれが松尾市長の考えかのように虚偽情報が流れることは、鎌倉市に対して、市民の皆様からの信頼が損なわれる可能性はないか。明快かつ誠実な答弁を求める。

3 答弁

職員が、市政に係る件について誤った、あるいは誤解を与えるような発言をすることは、市政に対する市民の皆様からの信頼にも影響を与え、適切ではありません。